

# 困ったなあ

に答えます

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

母の遺言書は亡くなった兄にも  
有効でしょうか

先般亡くなつた母の遺言のことでお尋ねします。

2人兄弟の弟です。10年前に父が亡くなつた際、父の預貯金や株は、母と私たち兄弟で分けました。自宅（土地建物）は母がそのまま住むので母の単独名義とし、いざれ母が亡くなつた際には兄弟で等分に分けるつもりでした。もし兄がそこに住むのであれば私は代償金をもらえばよいし、あるいは売却を得たお金を等分に分けてもよかつたのです。

ところが、母が亡くなつた際に自筆の遺言書が見つかりました。家庭裁判所で検認という手続きをしたところ、「私の所有

財産をすべてA（兄の名前）に相続させる。」と書かれてあります。

悔しいのですが、この遺言書が有効であれば、私には法定相続分2分の1のさらに2分の1、つまり4分の1の遺留分しか認められないことは、よく聞くので知っています（民法1028条2項）。

問題は、肝心の兄が母の死去2カ月前に突然事故で亡くなつたことです。であつても母の遺言はこのまま効力があり、やはり私は4分の1の遺留分しか認められないのでしょうか。

ちなみに兄には妻と遺児2人（どちらも成人）がいます。



特段の事情がない限り、  
その遺言書には効力はありません

ご質問は実務的には難しい問題で、争いがあつたのですが、幸い最近（平成23年2月）最高裁で決着を見ました。

結論から言うと、特段の事情のない限り、その遺言には効力がなく、ご質問者が法定相続分通り2分の1、兄上の遺児2人が兄上の分を代襲相続して（民法901条1項）、各4分の1という、普通の相続になります。

「特段の事情」とは、母上が、兄上がもし自分より先に死んだ場合でも兄上の代襲者（遺児）に全遺産を相続させる意思であったということが、遺言書自体、あるいは遺言書作成当時の事情や置かれた状況から分かる場合です。

例えば、家業を代々長男に継がせるという家であれば、長男が自分より先に亡くなつた時には、その長男に相続させる意思であつたと考えて理に叶うでしょう。

ただご質問者の場合は普通の家のように、また兄上の遺児も2人おられるので、長男亡き後はそのうちのどちらか、あ

るいは2人ともに相続させようと考えていたのかどうか、分かりませんよね。

もしこれが相続ではなく遺贈（相手は世話をなつた人など、相続人でなくて可）の場合には、相続人よりも自分より先に亡くなつた場合の文言も書いておいたほうがよいでしょう。もちろん新しく遺言書を作れば、自筆証書、公正証書遺言を問わず、日付の新しい遺言書が有効になります（民法1022条）。

しかし相談を受ける公証人や弁護士は、そうした万一の場合にも備えて遺言の文言を考えておく必要がありますね。

対して、相続人に限定される「相続させる」の文言の解釈については、先に述べたように、争いがあつたところ、最高裁判

35 Libre August 2011